

参考資料 8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、平成 5 年 1 月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成 5 年 3 月に設定されている。その後、平成 11 年 2 月及び平成 16 年 3 月に改定が行われ、現在は 27 項目が設定されている。平成 17 年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。

平成 17 年度は、1,056 本（26 都道府県）の井戸において測定が行われた。全マンガンについて、164 本中 13 本（超過率 7.9%）の井戸で指針値の超過が見られた。

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成 17 年度				平成 6～17 年度				指針値 (mg/L 以下)
	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	
クロホルム	657	0	0	17	4,850	0	0	44	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	652	0	0	17	8,671	2	0	42	0.04
1,2-ジクロロエチレン	419	0	0	15	3,643	0	0	42	0.06
p-ジクロロベンゼン	428	0	0	15	3,653	0	0	42	0.2
イソキサチオン	232	0	0	12	2,496	0	0	43	0.008
ダイズリン	236	0	0	13	2,548	0	0	43	0.005
フェニトチオン (MEP)	236	0	0	13	2,537	0	0	43	0.003
イソキサチオン	232	0	0	12	2,490	0	0	43	0.04
リン銅 (有機銅)	230	0	0	11	2,452	0	0	42	0.04
クロロホルム (TPN)	236	0	0	13	2,526	0	0	43	0.05
プロピザミド	232	0	0	12	2,506	0	0	43	0.008
E P N	412	0	0	15	5,498	0	0	47	0.006
ジクロロメタン (DVP)	236	0	0	13	2,432	0	0	43	0.008
フェノキシカルブ (BPMC)	232	0	0	12	2,438	0	0	43	0.03
イソキサチオン (IBP)	232	0	0	12	2,401	0	0	43	0.008
クロロニトロフェン (CNP)	255	-	-	12	2,729	-	-	44	-
トルエン	413	0	0	15	4,047	0	0	42	0.6
キシレン	422	0	0	16	4,039	1	0	42	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	286	0	0	14	2,622	1	0	41	0.06
ニッケル	370	-	-	16	3,419	-	-	43	-
モリブデン	278	0	0	13	2,731	2	0	41	0.07
アンチモン	372	0	0	16	3,395	0	0	42	0.02
塩化ビニルモノマー	139	0	0	7	139	0	0	31	0.002
エピクロヒドリン	136	0	0	6	136	0	0	31	0.0004
1,4-ジメチル	161	0	0	9	166	0	0	31	0.05
全マンガン	164	13	7.9	8	184	28	15	32	0.2
ウラン	144	0	0	8	144	0	0	31	0.002

注 1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注 2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成 6～17 年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。